

令和 3 年度 一般廃棄物処理実施計画

令和 3 年 3 月

安芸太田町

令和3年度 安芸太田町一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び安芸太田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成28年条例第19号）第7条第1項の規定に基づき、令和3年度の一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

安芸太田町長 橋本 博明

1. 対象区域及び区域内人口

(1) 対象区域

安芸太田町とする。

(2) 区域内人口

6,080 人

2. 一般廃棄物の発生量及び計画処理量

(1) ごみ（固形状一般廃棄物）

(t/年)

種 類	発生量	計画処理量	集団回収量
燃 え る ご み	889	889	0
資 源 ご み	272	202	70
燃 え な い ご み	54	54	0
プラスチックごみ	202	202	0
粗 大 ご み (内一時多量ごみ)	122 (22)	122 (22)	0 (0)
不 法 投 棄 ご み	1	1	0
流木及び枝葉・草	792	792	0

(2) 生活排水（液状一般廃棄物）

(kl/年)

種 類	発生量	計画処理量	自家処理量
し 尿	806	768	36
浄化槽汚泥	3,024	3,024	0

3. 一般廃棄物の処理主体

(1) ごみ

(t/年)

種 類	収集運搬	収集運搬 2,328	中間処理 2,328	最終処分等
燃えるごみ	委託（生活系）	413	直営（資源物） 882	委託（広島市） 安佐南工場 （北広島町） 芸北広域きれ いセンター 882 委託（サーマル） 7
	許可（事業系）	315	直営（その他可燃） 7	
	直接搬入	161		
	不法投棄	0		
資源ごみ	委託（生活系）	133	委託（ビン） 58	委託（サーマル） 60 委託（容リ協） 58
	許可（事業系）	20	委託（缶） 15	
	直接搬入	49	委託（古紙） 69	
	不法投棄	0	委託（布類） 60	
燃えないごみ	委託（生活系）	43	委託（陶器等） 20	委託（サーマル） 15 委託（全都清） 3 委託（埋立） 20
	許可（事業系）	0	委託（電池） 2	
	直接搬入	11	委託（蛍光管） 1	
	不法投棄	0	委託（小型家電等） 16 委託（可燃性残渣） 15	
プラスチック ごみ	委託（生活系）	124	委託（PET） 5	委託（サーマル） 197
	許可（事業系）	47	委託（その他プラ） 197	
	直接搬入	31		
	不法投棄	0		
粗大ごみ	直 営	36	委託（金属等） 60	委託（サーマル） 63
	直接搬入	86	委託（可燃性残渣） 63	
	不法投棄	1		
（内一時多量ごみ）	許 可	(22)	委託（金属等） (14) 委託（可燃性残渣） (8)	委託（サーマル） (8)
直接搬入ごみ	排出者持込	—	それぞれのごみに計上	
不法投棄ごみ	原則町搬入	—	それぞれのごみに計上	
流木及び枝葉・草	許可（町内） （町外）	792 66	許可（資源化） 858	
災害ごみ	可能な範囲で対応			

(2) 生活排水

(kl/年)

種 類	収集運搬	中 間 処 理	
		し尿・浄化槽汚泥処理	備 考
し 尿	4月から9月 委 託 10月から 許 可 768	委託（広島市） 768	広島市 西部水資源 再生センター
浄化槽汚泥	許 可 3,024	委託（広島市） 3,024	

4. ごみ処理計画

(1) 計画処理区域内人口・計画収集人口等

・計画処理人口 …………… 6,080 人

(2) 収集運搬計画

ア. 収集する廃棄物の種類

- ① 生活系ごみ
- ② 事業系ごみ
- ③ 流木及び枝葉・草
- ④ 不法投棄ごみ
- ⑤ 災害ごみ
- ⑥ その他

イ. 収集方法

① 生活系ごみ

家庭から排出するごみ収集運搬は、次表のとおり一部を許可業者に委託をし、区分して収集する。

許可業者については、ごみの排出量予想や排出実績などから、今後も既存の許可業者のみで適正な収集運搬が行える状態にあるため、原則として新規の許可は行わない。(ただし、道路等の公共土木施設の維持管理業務に伴い発生する一般廃棄物のみの収集運搬を行う場合を除く。)

燃えるごみ、資源ごみ、燃えないごみ、プラスチックごみ及び粗大ごみは町の指定場所(ステーション)から収集。特定家庭用機器廃棄物は戸別収集とする。

分類	収集	ごみの例
燃えるごみ	業者委託	古紙類以外の紙、木くず、生ごみ等の燃やせるごみ
資源ごみ		缶、ビン、古紙類、衣類・布類
燃えないごみ		金属類、小型家電製品・有害物、陶器・ガラス類
プラスチックごみ		PET ボトル、その他プラスチック
粗大ごみ		家具類、廃家電製品、自転車、農機具等の大型ごみ
特定家庭用機器廃棄物	町	テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン

燃えるごみは半透明のビニール製町指定ごみ収集袋に、資源ごみ、燃えないごみ、PETボトル及びその他プラスチックは透明の町指定のごみ収集袋を使用してステーションに排出する。ただし、資源ごみは、缶、ビン、古紙類及び衣類・布類を別々に詰める。

燃えないごみは、令和3年1月から4区分に細分化し、金物類、陶器・ガラス類、小型電化製品・有機物、その他不燃物を別々に詰める。PETボトルはプラスチックごみの指定袋に詰める。

ごみ処理手数料は指定袋代金に含まれる。粗大ごみは、粗大ごみ利用券による収集である。

料金は、次表のとおり。(以降、各種料金には消費税を含み、税率の変更がある場合、別途検討する。)

種 類	仕様	容量	1袋又は1個 当たりの単価
燃えるごみ (大) (小)	半透 明袋	30ℓ	35 円
		18ℓ	20 円
資源ごみ	透明袋	30ℓ	30 円
燃えないごみ		30ℓ	50 円
プラスチックごみ		45ℓ	30 円
粗大ごみ利用券	1個あたり		400 円
特定家庭用機器廃棄物	1台あたり		3,850 円

特定家庭用機器廃棄物(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン)の一部(注)を町が有料で指定引取場所へ収集運搬する。

(注)過去に販売したもの、買換えの際に引取りを求められたもの→電気販売店
上記以外のもの→町

なお家庭向けパソコンの回収・リサイクルについては、各メーカー及びパソコン3R推進センターで実施している。

② 事業系ごみ

事業所から排出するごみは、当該排出者自らが安芸太田町大字穴のごみ中間処理施設に搬入し、町長の指示により処理を行う。ただし、自らが搬入できない場合は、町が許可した業者に収集運搬を依頼することができる。なお、区分については、原則として家庭ごみと同じごみを対象とし、指定袋による料金徴収を行う。

ごみ手数料は、指定袋を使用する場合は表1。従量による場合は表2のとおりである。

表 1 指定袋による場合

種 類	仕様	容量	1 袋当たりの単価
450袋	半透明	450	103 円
700袋		700	154 円
900袋		900	206 円

表 2 従量による場合

種 類	10kg 単価
燃えるごみ	115 円
資源ごみ	65 円
燃えないごみ	115 円
プラスチックごみ	140 円
粗大ごみ	160 円

③流木及び枝葉・草

中国電力（株）のダム・発電所用水池に流入する流木及び枝葉等と公共団体が管理する道路沿いの倒木及び枝葉・草等は、その都度、ダム・発電所・道路管理者及び草刈り業務を請け負った者の責任において、町が許可した業者のごみ処理施設に搬入し、処理を行う。

④不法投棄ごみ

不法投棄の清掃・回収により発生したごみの受入を実施する。
不法投棄ごみについては、原則として町による収集運搬とする。

⑤災害ごみ

災害及び復旧作業等により発生したごみ（浸水した家具、畳等）の受入を行う。自然災害を起因とする災害ごみについては、原則として町が収集運搬する。

⑥一時多量ごみ（引越し及び多量ごみ）

家庭から排出されるごみで、収集運搬以外で引越等により一時的に大量発生するごみの受入を実施する。

一時多量ごみについては、令和 2 年度から町より許可を受けた業者が収集運搬を行う。

⑦ その他

感染性廃棄物については、町で収集は行わないこととし、自己処理又は専門業者に委託して適正に処理することとする。

また、処分に支障を及ぼしたり、公害を発生したりするおそれがある廃棄物（適正処理困難物…タイヤ、農業用ビニール資材、鉄塊、コンクリート塊、廃油、塗料、農薬、動物用薬品、毒劇物、バッテリー、自動車、トナーカートリッジ、ガスボンベ・消火器等爆発の恐れのある物、家畜死体、家畜糞尿、下水汚泥、建設廃材）の全部又は一部について搬入を制限することがある。

ウ．収集回数

生活系ごみの収集回数は次のとおりとする。

種 類		収集回数
燃えるごみ		週 2 回
資源物ごみ	古紙類・衣類布類	月 1 回
	缶・ビン	週 1 回
燃えないごみ	金属類	週 1 回
	小型電化製品・有害物	
	陶器・ガラス類	
	その他不燃物	
プラスチックごみ	PET ボトル	月 1 回
	その他プラスチック	週 1 回
粗 大 ご み		年 4 回
特定家庭用機器廃棄物		年 4 回

ごみ収集日程表

曜	区 分	収 集 地 域
月		安芸太田町（一部地域を除く） 一部地域 【毎週木曜日】鹿箆頭 【電話連絡・木曜日】打梨，那須，横川，草尾
火	燃えるごみ	
水	プラスチックごみ	
木	資源ごみ・燃えないごみ	
金	燃えるごみ	
○収集日が休日の場合 → 原則次回収集日で対応。 ○冬季の対応 →収集時、路面凍結等の状況を現地にて確認。 収集困難な場合は次回収集日等で対応。		

古紙類及びPET ボトル

収 集 区 域	区 分	収 集 日
安芸太田町（一部地域を除く）	PET ボトル	第 1 月曜日
	古紙類	第 3 月曜日
一部地域については、【木曜日】の収集日にまとめて回収する。		

※収集日が休日の場合、原則翌週とする。

粗大ごみ・特定家庭用機器廃棄物及び一時多量ごみ

収 集 区 域	区 分	収 集 日
安芸太田町全域	粗大ごみ	年 4 回（指定日）
	特定家庭用機器廃棄物	年 4 回（指定日）

(3) 中間処理計画

ア. 処理施設の概要

① 可燃ごみ中継施設

施設名 ポックルくろだお クリーンセンター
所在地 山県郡安芸太田町大字穴 1456 番地 1
貯留能力 78 t

② 粗大ごみ処理施設

施設名 ポックルくろだお クリーンセンター
所在地 山県郡安芸太田町大字穴 1456 番地 1
処理能力 9 t／日

イ. 処理方式及び処理量

種 類	処 理 方 法	処理量 (t / 年)
燃えるごみ	広島市安佐南工場にて焼却委託 広島市での焼却が不可能な場合には、近隣市町にて焼却委託	生活系 事業系 委託による 搬出 不法投棄 882
	その他可燃は、民間業者に焼却委託し、熱回収 (サーマル)	その他可燃 7
資源ごみ	分別・圧縮等は町で実施、再生処理は業者に委託 可燃性残渣は、民間業者に焼却委託し、熱回収 (サーマル)	金属類 15 ビン類 58 古紙類 69 布類 60
燃えないごみ		陶器類 20 電池 2 蛍光灯 1 小型家電 16 可燃性残渣 15
プラスチックごみ	分別・圧縮等は町で実施、PETボトルの再生処理は業者に委託 その他プラスチックは、民間業者に焼却委託し、熱回収 (サーマル)	PETボトル 5 その他プラスチック 197
粗大ごみ	種類ごとに分別・圧縮等は町で実施、金属類の再生処理は業者に委託	金属類 60 可燃性残渣 63
(内一時多量ごみ)	可燃性残渣は、民間業者に焼却委託し、熱回収 (サーマル)	資源化 (14) 可燃性残渣 (8)
不法投棄ごみ	種類ごとの分別・圧縮等。可燃性残渣は民間業者に焼却委託し、熱回収 (サーマル)	不法投棄 1
災害ごみ		(可能な範囲で処理対応)
流木及び枝葉・草	許可業者で処理	再生処理 858

(4) 最終処分計画

ア. 埋立処分施設の状況

燃えるごみの焼却処理は広島市へ委託する。広島市での燃えるごみ焼却処理が不可能な場合には、近隣市町へ委託し処理を行う。また焼却委託できないその他の可燃性残渣（プラスチック）は、民間業者へ焼却委託による熱回収を行う。

陶器・ガラスくず等の陶器くず（不燃物残渣）は、（財）広島県環境保全公社へ委託し埋立処分する。

この他に、埋立処分する廃棄物は発生しないため、安芸太田町では最終処分施設を保有しない。

(5) 排出抑制のための方策

ア. 住民及び事業者に対する啓発

古新聞・古雑誌・ダンボール・空き缶（アルミ）等は各地区廃品回収に出すようにするとともに再生ビン（リターナルビン）は、販売店と連携して再生利用するように努める。

また、特定家庭用機器廃棄物についても販売店等と連携して再資源化・再商品化を図る。

資源有効利用促進法に基づき、パソコンのメーカー等による回収・リサイクルに協力する。

イ. 町における対策

庁内の事務用紙、コピー用紙、トイレットペーパー等についてできるだけ再生品を使用する。

5. 生活排水処理計画

(1) 処理区域内人口・計画収集人口等

ア. 処理区域内人口		6,080 人
イ. 計画収集人口		695 人
ウ. 浄化槽人口		3,135 人
エ. 下水道人口		2,214 人
オ. 自家処理人口		36 人

(2) 収集運搬・処分計画

ア. 収集方法及び収集回数

(ア) し尿及び浄化槽汚泥は、各戸収集方式を基本とする。

し尿収集は、毎月のし尿収集計画表に基づき、1回／月程度、各戸からの届出及び随時申込みにより収集する。

令和3年4月から9月までは業務委託し、10月以降は許可業者により収集する。

浄化槽汚泥は、許可業者により収集する。

(イ) し尿収集手数料は、令和3年4月1日より100ℓ以下は2,200円を基本額とし、100ℓを超える場合は、10ℓあたり220円とする。料金徴収については、納付書または口座振替とする。

イ. 処分及び運搬方法

(ア) し尿及び浄化槽汚泥は、広島市の西部水資源再生センターへ運搬し処分を委託する。

(イ) 西部水資源再生センターへの運搬は、し尿・浄化槽汚泥ともに委託業者が行う。

ウ. 処分委託量

し尿	768	ℓ／年	浄化槽汚泥	3,024	ℓ／年
----	-----	-----	-------	-------	-----

令和3年度ごみ処理フロー

(計画)安芸太田町

ごみ処理関係

(収集運搬)

(中間処理) 安芸太田町

(最終処分)

燃えるごみ	889 t
資源ごみ	202 t
燃えないごみ	54 t
プラスチックごみ	202 t
粗大ごみ	122 t
(内一時多量ごみ)	(22 t)
不法投棄ごみ	1 t
災害ごみ	0 t

収集運搬合計	1,470 t
--------	---------

中継施設	
合計	882 t
委託	413 t
許可	315 t
直接搬入	154 t
不法投棄	0 t

資源化等を行う施設	
合計	465 t
委託	300 t
許可	67 t
直接搬入	98 t
不法投棄	0 t

粗大ごみ処理施設	
合計	123 t
粗大・一時多量	122 t
不法投棄	1 t

流木及び枝葉・草(許可)	町内	792 t
	町外	66 t
	計	858 t

※災害ごみを除く

許可業者施設	
流木及び枝葉・草	858 t

陶器くず等	20 t
資源化ビン類	58 t
資源化金属	15 t
資源化PET等	5 t
資源化古紙類	69 t
資源化小型家電等	16 t
資源化電池	2 t
資源化蛍光管	1 t
プラスチック類	197 t
布類	60 t
可燃性残渣	22 t

可燃性残渣	63 t
資源化金属	60 t

集団回収 合計	70 t
古紙類	69 t
金属類	1 t
ビン類	0 t

運搬委託

運搬(委託)	3 t
--------	-----

焼却(委託)	広島市
広島市安佐南工場	882 t

最終処分(委託)	陶器くず等	20 t
----------	-------	------

資源化・再生(委託)

再商品化委託	
ビン類	58 t
業者売払	
金属類	15 t
PETボトル	5 t
古紙類	69 t
小型家電等	16 t

資源回収	
乾電池・蛍光管	3 t

サーマル	
プラスチック類	197 t
布類	60 t
可燃性残渣	85 t

業者売払	
金属類	60 t

資源化・再生	70 t
--------	------

資源化量	638 t
------	-------

資源化・堆肥化(許可)	858 t
-------------	-------